

## 公益財団法人かすがい市民文化財団広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かすがい市民文化財団（以下「財団」という。）が作成した媒体を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保及び支出の削減を行うため、民間企業・団体・個人等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、次に掲げる財団の媒体のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 財団の印刷物
- (2) 財団のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる媒体で理事長が別に定めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの
- (5) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 政治性のあるもの
- (9) 宗教性のあるもの
- (10) 個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 責任の所在が不明確なもの
- (13) 虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの

- (14) 他社の商品等を比較対象として表示したもの
  - (15) 懸賞及びクーポン付きのもの
  - (16) 美観風致を害するおそれのあるもの
  - (17) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (18) 当該広告の内容について当財団が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
  - (19) その他広告として掲載することが適当でないと理事長が認めるもの
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反しているもの
  - (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- 5 広告の掲載方法は、当該広告媒体の性質に応じて、事務局長が定める。  
(広告の販売等)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、物品の提供又は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告料金の設定により行うものとする。

- (1) 広告取扱業者へ売却する方法 入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）
  - (2) 広告取扱業者を介して広告主に販売する方法 市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）
  - (3) 財団が直接広告主に販売する方法 落札価格又は設定価格
- 2 広告主及び広告取扱業者の募集及び決定方法、広告料金並びに広告掲載に必要な手続きは、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、事務局長が定める。

(広告掲載の承諾等)

第5条 広告主（前条第1項第1号において広告取扱業者へ売却する方法による場合は広告取扱業者。以下同じ。）は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ理事長の承諾等を受けなければならない。

- 2 理事長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告主の責務)

第6条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、掲載広告に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか広告媒体への広告掲載について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月11日から施行する。